



鳥取県公報

平成 21 年 12 月 15 日(火)
号外第 1 2 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (85) (経営支援課) 3
-------	---

==== 公布された規則のあらまし =====

農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について

1 規則の制定理由

農地法等の一部が改正されたことに伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立自然公園条例施行規則等の一部改正

次の規則について、農地法等の一部が改正されたことに伴い、規則中引用している同法等の規定を改める等の所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県立自然公園条例施行規則

イ 鳥取県環境影響評価条例施行規則

ウ 鳥取県農業改良資金貸付規則

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

農地法等の一部が改正されたことに伴い、新たに追加された事務を加える等所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

規 則

農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成21年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第85号

農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県立自然公園条例施行規則(平成6年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第15条関係) (1)~(10) 略 (11) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げるもの ア~オ 略 カ <u>農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第44条第1項の規定により買収した土地、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するため農林水産大臣が所管換え又は所属替えを受けた土地及び公有水面埋立法(大正10年法律第57号)により農林水産大臣が造成した埋立地の開墾その他開発のためにする行為(これらの土地の売渡し後の行為を含む。)</u> (12) 略	別表第1(第15条関係) (1)~(10) 略 (11) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げるもの ア~オ 略 カ 農地法(昭和27年法律第229号)第44条第1項の規定により買収した土地、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するため農林水産大臣が所管換え又は所属替えを受けた土地及び公有水面埋立法(大正10年法律第57号)により農林水産大臣が造成した埋立地の開墾その他開発のためにする行為(これらの土地の売渡し後の行為を含む。) (12) 略

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称
		専 決 権 者		委 任 決 断 権 者				
		知事		知事	部長	課長	地方機関 の長	
略								
経 営 支 援 課	七 農地 地域の整備 に関する法 律(昭和44 年法律第8 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(市町 村長に委任 したものを 除く。)	14 同法第15条の2 第1項の規定による 農用地区域内に おける開発行為の 許可						総合事務所長
		15 同法第15条の2 第6項(同条第8 項において準用す る場合を含む。) の規定による農 業会議からの意見 の聴取						総合事務所長
		16 同法第15条の2 第7項の規定によ る国又は地方公共 団体との協議						総合事務所長
		17 略						
		18 略						
		19 略						
八 農地法 (昭和17年 法律第229 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(市町 村長に委任 したものを 除く。)	1 略							
	2 同法第3条第6 項の規定による農 地又は採草放牧地 の利用状況の報告 の受理							総合事務所長
	3 同法第3条の2 第1項の規定によ る必要な措置の勸 告							総合事務所長
	4 同法第3条の2 第2項の規定によ る許可の取消し							総合事務所長
	5 同法第4条第1 項の規定による農 地の転用の許可 (一)及び(二) 略							
	6 同法第4条第3 項(同条第6項並 びに同法第5条第 3項及び第5項に おいて準用する場 合を含む。)の規 定による農農業会							

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称
		専 決 権 者		委 任 決 断 権 者				
		知事		知事	部長	課長	地方機関 の長	
略								
経 営 支 援 課	七 農地 地域の整備 に関する法 律(昭和44 年法律第8 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(市町 村長に委任 したものを 除く。)	14 同法第15条の2 第1項の規定によ る農用地区域内に おける開発行為の 許可及び同条第6 項の規定による農 業会議からの意見 の聴取						総合事務所長
		15 略						
		16 略						
		17 略						
八 農地法 (昭和17年 法律第229 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(市町 村長に委任 したものを 除く。)	1 略							
	2 同法第3条第2 項第5号の規定に よる農地等の面積 の決定							
	3 同法第4条第1 項の規定による農 地の転用の許可及 び同条第3項の規 定による農農業会 議からの意見の聴 取 (一)及び(二) 略							

	(一) 1、5(二)及び8(二)に掲げる事務に係るもの (二) 略								総合事務所長
	20 同法第51条第1項の規定による農地等の違反転用に對する監査処分 (一) 5(二)及び8(二)に掲げる事務に係るもの (二) 略								総合事務所長
	21 同法第51条第3項の規定による原状回復等の措置 (一) 5(一)及び8(一)に掲げる事務に係るもの (二) (一)以外のもの								総合事務所長
	22 同法第51条第4項の規定による費用の徴収 (一) 5(一)及び8(一)に掲げる事務に係るもの (二) (一)以外のもの								総合事務所長
九 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法（以下経営交遷農地の項の九において「旧農地法」という。）第11条第1項の規定による小作地の買収令書の交付								
	2 同法附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第39条第1項の規定による農地等の売却通知書の交付								
	3 同法附則第6条第3項の規定によりなお効力を有することとされる旧農地法第71条の規定による売り渡した土地等の状況の検査								
	4 同法附則第6条第3項の規定によりなお効力を有することとされる旧農地法第72条第2項の規定による土地等の買収令書の交付								
	5 同法附則第6条第3項の規定によりなお効力を有することとされる旧農地法第72条第4項において準用する旧農地法第56条第2項の規定による収法令書の交付								
	6 同法附則第6条第4項の規定によ								
	(一) 1、3(一)及び4(一)に掲げる事務に係るもの (二) 略								総合事務所長
	35 同法第3条の2の規定による農地等の違反転用に對する監査処分 (一) 3(一)及び4(一)に掲げる事務に係るもの (二) 略								総合事務所長

第4条 鳥取県農業改良資金貸付規則（平成14年鳥取県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 農業者等 農業者又は農業者の組織する団体で次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 法人格を有しない団体であって、原則として5年以内に農地法（昭和27年法律第229号）<u>第2条第3項</u>に規定する農業生産法人に組織変更する旨の目標を有することその他要領で定める要件を満たすもの（以下「集落営農組織」という。）</p> <p>オ～ク 略</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 農業者等 農業者又は農業者の組織する団体で次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 法人格を有しない団体であって、原則として5年以内に農地法（昭和27年法律第229号）<u>第2条第7項</u>に規定する農業生産法人に組織変更する旨の目標を有することその他要領で定める要件を満たすもの（以下「集落営農組織」という。）</p> <p>オ～ク 略</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日から施行する。